

令和7年度当初予算ベース 消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税(国・地方)は2014年4月1日より5%から8%に2019年10月1日より8%から10%に引き上げられ、地方消費税収は、地方税法の規定により、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

当村の令和6年度当初予算における社会保障関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 48,300 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 519,403 千円

単位:千円

区分	事業	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保険財源化分)
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	35,047	12,588		1,831	20,628	3,282
	障害福祉事業	109,727	75,498		500	33,729	5,366
	高齢者福祉事業	18,312	315		5,286	12,711	2,022
	児童福祉事業	138,268	79,216		6,518	52,534	8,357
	小計	301,354	167,617	0	14,135	119,602	19,027
社会保険	国民健康保険事業	21,711	11,456			10,255	1,631
	後期高齢者医療事業	68,690	9,661			59,029	9,391
	介護保険事業	82,570	2,428		1,687	78,455	12,481
	小計	172,971	23,545	0	1,687	147,739	23,503
保健衛生	成人保険事業	1,837	610		358	869	138
	母子保健事業	9,729	2,101		34	7,594	1,208
	疾病予防対策事業	30,840	3,516		2,185	25,139	3,999
	医療提供体制確保事業	2,672				2,672	425
	小計	45,078	6,227	0	2,577	36,274	5,770
合計		519,403	197,389	0	18,399	303,615	48,300

※ 地方消費税交付金(社会保障費財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。